

第 3 号様式

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社福電事業

業者の住所：岐阜県美濃加茂市本郷町 7－8 7 9－1

2 指名停止措置期間：令和 8 年 9 月 1 0 日から同年 1 0 月 9 日まで（1 か月）

3 指名停止措置の範囲：全国の都道府県

4 事実概要

同社は、岐阜県可児市内の工事現場において、令和 7 年 4 月 3 0 日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に虚偽の報告をした。

この件について、令和 8 年 4 月 9 日、同社及び同社役員が御嵩簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表 2 の 1 3

<指名停止措置基準>

措 置 要 件	期 間
別表第 2	
1 ～12 略	
（不正又は不誠実な行為）	
13 別表第 1 及び前号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から全ブロックを対象として 1 か月以上 9 か月以内
14 略	